○新旧対照表 (愛媛県電子入札運用基準 (工事・業務))

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<u> </u>	
改 正 後	改 正 前
11 入札参加者のICカードの取扱い(代表者の権限の委任	11 入札参加者のICカードの取扱い(代表者の権限の委任
等)	等)
11-1 電子入札を利用することができるICカードの基準	11-1 電子入札を利用することができるICカードの基準
(1) ~ (3) 省略	(1) ~ (3) 省略
	<u>(4) 復旧・復興建設工事共同企業体</u>
	入札可能な I Cカードは、復旧・復興建設工事共同企業体(以
	下、「復旧・復興JV」という。)の代表会社の代表者のICカ
	<u>ードとする。ただし、単体企業用に登録したICカードは、復旧・</u>
	復興 J V 用に利用者登録することができないものとする。
(4) 省略	<u>(5)</u> 省略
附則	
この運用基準は、令和5年5月8日から施行する。	

(様式4)、(様式5)及び(様式6)を次のとおり改める。